

第 154 回

各 務 原 市 都 市 計 画 審 議 会

議事要旨

日 時 : 令和 6 年 8 月 23 日(金) 午前 10 時～午前 10 時 40 分

場 所 : 産業文化センター7 階 第 1 大会議室

出席者：福島会長、瀬川副会長、伊藤委員、松岡委員、奥田委員、山田委員、河合委員、
各務委員、古川委員、小島委員、横山委員、岩田委員
欠席者：平野委員、鶴田委員、岡田委員

《1. 開会》

(都市建設部長 挨拶)

これより第 154 回各務原市都市計画審議会を開会いたします。
はじめに、新たな委員 2 名のご紹介をさせていただきます。

各務原市都市計画審議会条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する委員である各務原警察署に
人事異動がございましたので、前任の五明様に代わりまして 4 月 1 日付で《山田 昭仁様》
を新たな委員として委嘱しました。

また、各務原市都市計画審議会条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する委員である市議会議
員の川嶋委員から辞任届が提出されましたので、2 月 27 日付けで《瀬川 利生様》を新た
な委員として委嘱しました。なお、瀬川委員には川嶋委員から引き継ぐ形で副会長をお願い
したいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

委員の皆様のご賛同を得られましたので、瀬川委員に副会長をお願いすることといたし
ます。任期は前任者の残任期間となりますので、令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

本日は平野委員、鶴田委員、岡田委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。
よって、委員 15 名のうち、現在 12 名の方のご出席をいただいております、各務原市都市計
画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、定足数に達しており、本審議会が成立している
ことを確認いたします。

《2. 会長挨拶》

【事務局】

続きまして、次第 2 会長挨拶に移りたいと思います。福島会長、お願いいたします。

【福島会長】

(会長 挨拶)

《3. 審議事項》

【事務局】

それでは次第3 審議事項に移りたいと思います。
本日の審議案件は、次第のとおり1件でございます。

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただきました資料として、本日の次第、席次、委員名簿、議案となっております。本日配布させていただいた資料として、景観計画の抜粋（A4の2枚）、及びその他報告資料として用途変更に関する説明資料（A3の3枚）をお配りしております。

それでは、福島会長の進行により進めていただきたいと存じますので、宜しくお願いします。

【福島会長】

それでは、まず本日の傍聴希望はありますか。

【事務局】

傍聴希望はありません。

【福島会長】

続きまして、あらかじめ議事録の署名者を、せん越ながらこちらから指名させていただきます。岩田委員と各務委員にお願いしたいと思いますので、宜しくお願いします。

（両委員 了解）

【福島会長】

それでは、審議に入りたいと思います。
議第1号につきまして、事務局の説明を求めます。

【事務局】

（議第1号の説明）

【福島会長】

ただいま、議第1号の説明がありました、ご意見・ご質問ございませんか。

【古川委員】

都市計画決定された施設は審議が不要になるということですが、今までの景観審議会に諮るというやり方では何か不都合があったということでしょうか。具体的な理由があれば教えてください

【事務局】

これまで特例措置の対象として審議会で審議した案件もございまして、例えば東海中央病院であるとか、航空宇宙博物館の建て替えなどがございます。ただ、今回新たに特例措置を加える理由といたしましては、まず、景観審議会の方でも新たに基準を設けてはどうかという意見がございました。それから、今回都市計画施設に限定したのは、公共施設の中でも限定的な施設でありまして、法的な手続きや意見照会等も十分行った上で都市計画決定をしております。体育館や小中学校の校舎などどうしても高さが必要な施設であるため、今回特例措置として追加いたしました。特段の不都合があったというわけではありません。

【福島会長】

今までは開発行為も対象としていた特例を削除し、都市計画施設に限るという意味では規制を強化したということですね。

【事務局】

はい。市街化調整区域については小規模な店舗や住宅についても開発行為になるため、厳しく規制をかけることになります。

【福島会長】

特例措置として審議を不要とする都市計画施設に対して、景観アドバイザーの意見を受け入れるなど、何か景観に配慮していますか。

【事務局】

市には景観アドバイザー制度がございまして、実際に建物の設計の段階から景観アドバイザーの方に入っていただき、高さだけでなく色彩・意匠等についてもご意見を聞きながら、計画を進めていくということになります。

【福島会長】

そういった意味で今回の案件は緩和的なものではなくて、必要なところはある程度合理

化していきながら景観にも配慮していくという、そういった枠組みの中での制度改正だと理解しております。

【福島会長】

それでは特に反対意見等はないようですので、議第1号につきましては、原案通り異存なしと回答してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【福島会長】

ご異議ないようですので、議第1号につきましては、原案通り異存なしと回答いたします。それでは、進行を事務局にお返しします。

《4. その他》

【事務局】

福島会長、ありがとうございました。

委員の皆様も、ご審議いただきありがとうございました。

次第4 その他事項としまして、ご報告とご意見を伺いたい案件がございますので事務局からご説明させていただきます。

(報告事項) 今後の市街化編入予定について

(意見照会) 今年度の視察研修先について

それでは、これをもちまして、第154回各務原市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

ここに本審議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

委員： 岩田 紀正

委員： 各務 英雄
